主 文 本件各控訴を棄却する。

当審において証人A、同B、同C、同Dに支給した訴訟費用は被告人 E、同Fの連帯負担とする。

理道由

清瀬弁護人等連名の控訴趣意第二点中、計画造船における船主決定に対する運輸省の権限に関する部分、島田弁護人等連名の控訴趣意第一点、大竹弁護人の控訴趣意第一点の(四)、登石弁護人の控訴趣意第一の一について。

(一)に判示するとおりであることを認め得るのである。 叙上の経緯に徴し明らかなように、計画造船は海運造船政策を立案樹立し、これ を実施する行政機関である運輸省の戦後における最も重要な所掌事務の一つである が、他面船舶建造資金の相当部分が財政資金の融資によつて賄われる関係上、見返 資金特別会計を所管した大蔵省、または長期設備資金の貸付を業務としたG銀との 間に当然権限調整の問題が生ずるわけである。

(要旨第一〉運輸省設置法(昭和二四年五月三一日法律第一五七号、同二七年七月三十五十分号により一部改〈要旨第一〉正、以下同じ)第一条乃至第四条によれば、運輸省は、運輸大臣を長とし、水運、船舶・その他所定と関連を長いる。との他所に遂行する責任を負う行政機関であって、記憶のでは、一個のでは

であつたのである。すなわち管理法第八条、同法施行規則第二条によれば、造船業者が一定規格以上の船舶を製造しようとするときは運輸大臣の許可を受けることとなつており、また調整法第二条は、造船事業者が一定規格以上の鋼製の船舶を建造しようとするときは、建造着手前運輸大臣の許可を受けなければならない旨を規定しているのであるから、計画造船における船舶建造の許可につき運輸省がこれを所掌する職務権限を有することは明白である。

しかも、調整法第一条乃至第三条及び同法第三条第二項に基く昭和二十八年九月十六日運輸省告示第四一五号並びに同法案提案理由説明(一グループ第九冊二八五二丁)に徴すれば、同法が運輸大臣に船舶建造許可の権限を与えたのは、わが国の国際海運の健全な発展に資することを目的として船舶の建造についての調整を行おうという海運政策上の要請に基くものであり、併せて資金の有効且つ合理的使用の見地からG銀をはじめ金融機関の建造融資に対する政府の助言と協力の体制として有効な機能を発揮することを意図しているのであつて、右許可申請は形式上造船業者から提出される建前になつているが、右計画造船における建造の許可は適格船主の詮衡決定と表裡一体をなし、不可分の関係に立つているといえるのである。

見として採用されんことを望むと附記され、右基準として 一、 緊急に整備を必要とする定期航路に最も適する船舶を優先的に選定する が、不定期船についても適当量の建造を考慮すること、右の見地より建造船舶を選 定する場合、当該船舶の建造を希望する船主の船隊整備状況をも考慮すること、 二、 建造希望船主につきその資産及び信用力を調査し、優秀な者より詮衡する こと、 三、 建造希望船主の海運業者としての実歴、経営組織の充実度、経営の効率、

三、 建造希望船主の海運業者としての実歴、経営組織の充実度、経営の効率、 船員の状況、経営の将来性等その経営力を検討し、良好なものを優先させること、 なおこの場合建造希望船主の経営形態をも考慮に加えること、 四、 海運業を専業とする者の建造希望船舶は、海運業を兼業する者のそれに原

四、 海運業を専業とする者の建造希望船舶は、海運業を兼業する者のそれに原則として優先させること、

建造船価低減のための船主及び造船所の努力の度合を考慮すること が挙げられ、調整法第三条第二項に基く前記運輸省告示第四一五号は、右答申を これと同一内容のものを建造許可の判断の基礎となる事項として掲記して おり、また第九次前期計画造船における前記審議会の答申書(同押号の63の (ロ)、総論Ⅱの46の2)も、船主詮衡に当つては、船主側の事情を第一義とし、造船所に関する事情は従的に考慮することを建前とし、この見地から、緊急に 整備を必要とする定期航路に最も適する船舶を優先させ不定期船についても適当に 考慮すること、資産信用力の良好な船主を選ぶこと、船主の経営能力の優劣を考慮することを船主詮衡の基準として挙げ、しかも、これらに従的に造船所に関する諸 事情を加え、綜合的に判断して結論を出すことが適当であるとしているのである。 叙上の説明によって明らかなように、船主の詮衡に当っては、第一義的に航路事 情、船主の船隊整備状況、資産信用力、経営能力、経営形態、従的に造船所事情が 基準として取りあげられ、しかもこれらを綜合的に判断することが要請されている のであり、また船主詮衡の基準と建造許可の判断の基礎となる事項とは本来同一で なければならぬ筋合のものであることが裏書されているのであつて、所論のよう に、船主の詮衡決定については融資をする立場にあるG銀が専属的に権限を有し 運輸省はG銀の求めに応じ航路事情、造船所事情に関する参考資料を送付する権限 を有したに過ぎないとか、建造の許可は、G銀が融資を決定した船主に対し、運輸 省が形式的にこれを与えなければならないものであるとかいうのは当らない。なお

他面、G銀は、G銀行法(昭和二六年三月三一日法律第一〇八号、同二七年法律第二二四号、同二八年法律第五一号、同第一二二号により一部改正)第一条第二条第十八条第四十条及び同銀行定款(二グループ第十五冊五五九九丁)第二条第二十条に規定されたように、長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として設立された公法上の法人であり、大蔵大臣の監督を受け、右目的に寄与する設備の取得等に必要な資金で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸付けること等を業務とするのであるが、その目的業務の内容にかんがみ、

その業務の運営に当つては、政府の産業、交通及び金融に関する綜合的な政策並びにこれに基く基本計画に順応するよう遺憾なきを期することをもつてその当然の基本方針としているのである。すなわち、G銀は、計画造船についていえば、新造船希望船主に融資するにつき、金融上の観点から自主的判断をなすことはいうまでもないが、同時に政府(運輸省)の海運造船に関する綜合的な政策並びにこれに基く基本的計画に順応することが要請されているのである。

基本的計画に順応することが要請されているのである。 叙上のように、計画造船における適格船主の詮衡決定の問題は、これを分析する と、運輸省においては、応募船主の建造しようとする船舶の建造を許可すること及 び右船主に利子補給をすることの適否を審査決定することになり、G銀においては、応募船主に対する融資の可否を審査決定することになるのであるが、このよ な運輸省の職務権限とG銀の業務にかんがみ、両者の関係は、原判決が総論第五節 に判示したような経過で調整運用されたのであつて、これを要約すれば、まず運輸 省においてその年次に同省が希望する船舶建造資金の総額を算出し、同省の希望す るG銀の融資枠が獲得できるよう関係官庁に折衝し、右融資枠が決まると、同省は 船主を公募し、G銀は貸付申込を受付け、応募船主につき、運輸省は航路事情、造 船所事情、資産信用力等を前記審議会の答申の線に沿うて審査し、これらを綜合し た観点から適格船主の順位を評定し、G銀は航路事情、造船所事情についての運輸 省の意見を参酌した上、主として資産信用力の観点から審査して適格船主の順位を 評定し、両者幹部間でそれぞれの案をもとにして協議し意見の調整を行い、最終的 にはその意見が一致した際、運輸大臣、G銀総裁が会見して適格船主を内定し、 の内定したところに従い、G銀は融資を決定し、運輸省は建造を許可し、且つ利子補給契約を結ぶというのであつて、海運造船政策上の観点と金融上の観点との綜合 審査によつて最適の船主を詮衡しょうとする国策上の要請から、両者の意見の調整 を図つて来たのであつて、右の事実は原判決挙示の証拠(総論第七節(三))によ りこれを認めるに十分である。

次に、見返資金融資時代(第五次より第八次計画造船まで)における運輸省の計画造船の船主詮衡及び船舶建造許可に関する職務権限と米国対日援助見返資金特別会計法(昭和二四年四月三〇日法律第四〇号)第二条、大蔵省設置法(昭和二四年五月三一日法律第四四号)第三条第四条第十条により見返資金の管理並びに運用及び使用を所掌する大蔵省(理財局)の職務権限との調整関係についても、G銀融資時代におけるG銀との関係とほぼ同じであり(船舶建造の許可は前記第九次前期計画造船の場合と同様管理法に準拠して行われた)、実際の運用面においてが、原判決が総論第四節において判示するとおり、大蔵省は運輸省の審査結果を尊重し、特別の例外を除いては、運輸省から通知した船主についてそのまま融資を認めるにより、運輸省が船主の詮衡決定につき実権を握つていたということができるのであり、運輸省が船主の詮衡決定につき実権を握つていたということができるのである。

以上の理由により、運輸省はG銀、見返資金各融資時代を通じて、計画造船における船舶建造の許可及びこれと不可分の関係にある適格船主の詮衡決定の職務権限を有していたのであり、実際上も右職務権限に沿うて運用されていたのであるから、その趣旨を判示した原判決には、所論のような法令適用の誤、事実誤認、理由のくいちがいの瑕疵はいささかも存在せず、各論旨は理由がない。

のくいちがいの瑕疵はいささかも存在せず、各論旨は理由がない。 清瀬弁護人等連名の控訴趣意第二点中被告人Eの職務権限に関する部分島田弁護 人等連名の控訴趣意第二点、小玉弁護人の贈賄関係控訴趣意第三点、大竹弁護人の 控訴趣意第一点(但し(四)を除く)登石弁護人の控訴趣意第一の二について。

清瀬、島田、小玉各弁護人等の所論の要旨は、被告人Eが選挙省官房長としては、専ら基本政策の樹立に関するものであるいのであるいた。 における船主詮衡のような具体的実施行為に関するものであるいのであるいたとしては、船主詮衡のための会議や打合せに庶務的立場から出入に関するものであるいたのは、にとびまり、権限ある立場でこれに出席した事実はなく、船主詮衡のための会議や打合せに庶務的立場がにといる。 としては、船主詮衡のための会議や打合せに庶務的立場がら出入にといる。 としては、船主詮衡のための会議や打合せに庶務的立場がら出入にといる。 としては、船主詮衡のための会議や打合せに庶務的立場がら出入にといる。 としては、船主詮衡のための会議や打合せに庶務的立場がに出済のには文書が官房を経由した事実はない。 であるにからにはいる。 を審査し、調整部長の所掌事務に関する総合調整は、海運調整部長の所知のにが、のの海にのは、 を調整の海事のであるにかかわらのの第五節のであるにかかわらのの第二ののでは、 を関いて、官房長の職務を関するには、 はいて、官房長の職務を関すした。 はいて、自被告人が官房長として有していた総合調整のににはいて、 はいて、において、同被告人が官房長として有していた総合調整のににはいて、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 を認定は、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したのは、 はいて本件船主詮衡に関与した旨判示したの解釈適用を誤り、また事実を

内容如何ということが争点となつているのである。 〈要旨第二〉よつて、案ずるに、国家行政組織法の制定に伴い、これに基いて制定 された運輸省設置法(昭和二四年五月</要旨第二>三一日法律一五七号)及び同省組 織規程(同年六月一五日同省令ニー号)は、大臣官房(企画課)の所掌事務として 「運輸省の所掌事務に関し」「総合調整及び実施計画の設定に関すること」を(同 設置法第二二条第一六号同規程第五条第一号)、また海運局(海運調整部)の所掌 事務として「海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務の総合調整」 (同設置法第二三条第三項同規程第一一条第一号)をそれぞれ規定し、これらの規定はその後の同省設置法改正(昭和二七年七月三一日法律二七八号)及び同省組織 令(同年八月三〇日政令三九一号)に引きつがれたのであるが、ただ組織令は官房 企画課の所掌事務として「運輸省の所管行政に関する実施計画の設定及びこれに関 連する総合調整に関すること」(同令第五条第一号)と設置法とは異る文言を使用 した。叙上諸規定によれば、運輸省設置法では、「総合調整」は、「運輸省の所掌 事務に関し」或いは「海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務の」 というように、文理上「事務」に関し行われることとせられ、運輸乃至海事に関する重要政策または海事政策に限られていないのである。従つて文理解釈上は、官房長の総合調整権は運輸省の所掌事務全般に関するものであり、海運調整部長の総合 調整権は海事四局の所掌事務に関するものであると解するのが自然であり、所論の ように、専ら運輸省の基本政策の樹立に関するものであるとか、海事四局から提出 される基本政策に関する資料の形式的整理等に限るとか解すべき根拠を見出し得な い。昭和二十七年制定の同省組織令が官房企画課の所掌事務として規定する前記文 言が同省設置法の表現と異ることは所論のとおりであるが、右組織令の規定は、同 省設置法の規定を受けて規定されたものであるから、設置法の規定する所掌事務の 内容を特に縮少する趣旨とは解せられない。

更に進んで運輸省設置法が大臣官房及び海運局乃至海運調整部に総合調整の権限 を付与した理由について審究するに、国家行政組織法(以下組織法と略称する)に よれば、組織法の目的は国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織 を整えることにあり(第一条)この目的を達成するため、国家行政組織は、内閣の 統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統 的に構成されなければならないこと(第二条第一項)行政機関相互の連絡を図り、 すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならないこと(同条第二 項)が要請されており、同法第五条以下において、各省及び省内の内部部局たる官 房、局、部、課、外局たる庁、委員会の設置、行政機関の長及び職、これらの職務 権限等が規定されているのである。同法に現われたわが国行政組織の特色は、内閣 を最頂点としてピラミツド的形態をなしているということである。すなわち、 に基いて制定された各省設置法及び各省組織令をも参酌して考察すると、水平に並列された下級の単位が底辺となり、上級に昇るにつれてその底辺が短縮されるという構造をとり、所掌事務は最下級の底辺において最も細分化され上級の段階に昇る につれて漸次大きな単位に結合されて行き、各段階における所掌事務の総和は相等 しいということになると共に、上級単位の長の下級単位に対する指揮監督権が確立 この系統が組織全体を貫き、組織法第二条第一項に規定された「全体によつて 系統的に構成」するとの要請を充たしているのである。またこのような所掌事務の 下級単位に対する分配の過程において、現代わが国の極めて複雑多岐な行政機能の 性格から、必然的に事務の競合や各事務間の密接な関連が生ずるわけであつて、制

度上は一応直近上級単位の長による指揮監督権に基く決裁という形式でこの問題が解決され、行政機能の一体的運用を図る建前にはなつているが、決裁に至るまでの段階において、このような関係に立つ並列する下級単位間の絶えざる連絡協議が必要であり、場合によつては上級単位の長を補佐してこの間の調整を図る機能を何等かの単位に付与する必要が生ずるのである。そしてこの調整の機能は、ピラミツド的構造の上級に昇るにつれ、従つてその長の所掌事務の量が拡大するにつれてその重要度と必要性を増して来るのである。

組織法第二条第二項に示された「相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮する」との要請は、このような調整機能の必要性を明示しているのである。

また海運局及び海運調整部は、海運、船舶、船員、港湾の海事四局の所掌に属する事務の総合調整に関することをその所掌事務の一としているのであるが(設置法第二三条第一項第一号第三項)、これは前記のような運輸省における省組織の沿革に由来する海事四局の特殊性と調整機能の必要性にかんがみ、海事四局の中心的存在である海運局の長をして、同局固有の主管行政事務を所掌させる外、海事四局にわたり総合調整を必要とする事項につき、大臣、次官が総合調整的な検討考慮を加えるに当り、右所掌事務を通じ、海事四局の総合的立場からこれを補佐させようとするものに外ならず海運調整部長は、この面において、海運局長を補佐することとなるのである。

そして官房長としての総合調整権は全省的視野から大臣、次官を補佐する立場において行使されるものであり、海運局長及び海運調整部長としての総合調整権は海事四局の総合的立場において行使されるものであるから、両者はその立場を異にし、両立し得るものであり、所論のように、官房の総合調整は海事四局の総合調整事項には及ばないというのは当らない。

他面、計画造船における船舶建造の許可及びこれと不可分の関係にある船主詮衡 に関し運輸省が権限を有し、省内部においては、海運局(外航課、監督課)、及び船舶局(監理課、造船課)がその事務を共管することとなつていることは、前項に おいて判断したとおりであり、原判決各論第一章第三節第一の(三)被告人Eの収 賄行為第二の(三)被告人Eの収賄行為第二章第二節の(四)被告人Eの収賄行為 第五章第二節第一の(三)、被告人Iの収賄行為第二の(三)被告人Iの収賄行為 の各判示事実に照応する第七次後期、第九次前期及び後期の各計画造船における船 主詮衡の方法とその経過については原判決が、総論第三節の(五)(七)及び (八)において、判示するとおりであつて、右の事実は原判決の挙示する対応証拠 (総論第七節(一))によりこれを認め得るのである。これを運輸省内部における 取扱に限つて要約すると、第七次後期計画造船(見返資金融資時代)においては、 造船業合理化審議会の答申があり、公募が締切られた後、海運局、船舶局の担当四 課が航路事情、資産信用力、造船所事情等に関する資料をとりまとめ、これに基き 何度か右両局の合同会議を開いて一応の結論を出し、更に事務次官を中心に右両局 長、海運調整部長(被告人I)担当四課長等が会議を開き、答申の線に沿うて合同審査して船主の詮衡をなし、最後に大臣、政務、事務両次官、前記両局長、官房長、海運調整部長、担当四課長出席の下に、事務次官より詮衡の経過及び事務当局 案を説明し、出席者の意見交換の末最終結論を出し、適格船主を内定し、その後原 議の作成、決裁手続を経て大蔵省に通知し、第九次前期及び後期計画造船(G銀融 資時代)においては、海運造船合理化審議会の答申があり、公募が締切られた後、 海運、船舶両局担当官において各船会社、造船所の責任者から航路事情、造船所事情を聴取し、別に資産信用力を調査し、これらの資料に基き、右両局長、海運調整部長(被告人I)担当課長等が数回集まり討議審査して事務当局案をまとめ、その 間G銀側と折衝して相互の意見の調整を図り、更に大臣、次官、海運、船舶両局 長、官房長(被告人E)海運調整部長、担当四課長が出席して会議を開き、互いに 意見を述べて検討した後一応運輸省案を内定し、最終的にG銀側との調整を遂げ、 原議の作成、決裁手続を経て、船主を決定したのである。そして被告人Eが官房長として第九次前期及び後期、被告人Iが海運調整部長として第七次期及び第九次後期の各計画造船における船主詮衡に具体的に関与した状況については、原判決が、各論第二章第五節第一の(二)(E関係)及び同第五章第六節第二の(二)(I関係)において、判示するとおりであつて、即ちそれぞれ前示各計画造船における船本を変に関し被告しては、(1)前元本版及の第一度の各合業に出席し 主詮衡に関し被告人Eは、(1)前示大臣及び次官出席の各会議に出席し且つ意見 を述べ、(2)その他の機会において海運、船舶両局長等に意見を述べ(3)前示 各原議に捺印し、被告人 I は、(1)前示両局合同の会議または大臣、次官出席の 会議に出席し、且つ意見を述べ、(2)特に第七次後期の会議において、M汽船と N汽船とが共にボーダーラインにあり、関係者多数がN汽船を支持したのに対し、 ひとりM汽船を強力に推し、(3)前示各原議に署印しているのである。この点に 関する原判決の採証認定はまことに相当であつて、記録を精査しても原判決に所論 のような事実誤認乃至採証法則の違反は存しない。

そして計画造船の実施は、前項において明らかにしたように、運輸省の所管、 で政事務のうち戦後最も重要なものの関係にしかも船主詮衝は、 海連の所連との所述と 一ないるの各の各の関係においりには合きでは、 相互の所連との所述と 一体的に行るでき性質のものでおいりにも 一体的に行るでき性質のものであらいは、 一体的に行るでき性質のものであらいは、 一体的に行るでき性質のものでありにも 一体のに行るでは、 一体のに行るでは、 一体のに行るでは、 一体のに行るでは、 一体のに行るのは、 一体のに行るのは、 一体のに行るのは、 一体のは、 一体のは、 一体のは、 一体のは、 一体のは、 一体のは、 一体のには、 一体ののには、 一体のには、 示する対応証拠により十分認定できるところである。この二つの意見のいずれを採るかは、ボーダーラインにある船主の詮衡に重大な関係を有することを考えると、被告人Eまたは同Iのこの問題に対する総合調整的立場からの意見の開陳が同被告人等と関係のある特定船主または造船所の浮沈に重要な関連をもつて来ることがわかるのである。その他航路事情につき濠州航路と南米航路のいずれを優先するかというような問題も同様である。

右のような会議に、前記のように、被告人Eが官房長として、また同Iが海運調整部長として、それぞれ出席し、且つ意見を述べていることは、会議の性質及び意見の内容並びに叙上のような総合調整機能の性格等に徴し、被告人Eは官房長としての前記総合調整の権限に基き、大臣、次官を補佐し、全省的立場から意見を述べたものであり、また被告人Iは海運調整部長としての前記のような海事四局の所掌事務に関する総合調整の権限に基き、大臣、次官及び海運局長を補佐し、右立場から意見を述べたものであるということができるのであつて、所論のように、被告人E、同Iは単に庶務的立場において会議の内容を知る必要から会議に出入りしたに過ぎないものとなすのは当を得ない。

では、官房長の有する総合調整権は、前記のように、大臣、次官の決裁権行使についての補佐的なものであるから、大臣、次官列席の会議においてはじめて行使できるというような性質のものではなく、その以前海運、船舶両局で事務に応じ、時正式の会議或いは略式の打合せに出席し、またはその他の機会に官房長の総合調整的立場からの意見を述べ得る筋合であり、かくの如く被告人Eが船主詮衡のための会議や協議以外の機会において、海運、船舶両局長等に船主詮衡に関して種々の意見を述べ、或いは両局長等の求めに応じて意見を述べたことは、被告人Eの官房長としての総合調整権行使の一態様とみるのが相当であつて、官房長としての権限を離れた事案上の意見や助言に過ぎないものということはできない。

次に、計画造船における船主詮衡に関する事務当局案をまとめるについて、海運、船舶両局担当官の合同会議が開かれ、この会議に被告人工が海運調整部長とは前記のとおりであるが、船主詮衡についることは前記のとおりであるが、船主詮衡についることは前記のとおりの需給状況(船員局)、港湾局の需給状況(港湾局)をも勘案し、総合的に検討するものといわなければ、の設備状況(港湾局)をも勘案し、総合的に検討するものといわなければ、高味において、海事四局の所掌事務に密接な時であるものといわなければ、海運、船舶両局のみならず、船員、港湾両局の所掌事務の面務を連続したのは、海運、船舶両局のみならず、船員、港湾両局の所掌事務の面務を連続したの高速をは、大な高速をは、大きであり、所論のように、大きであり、所論のように、大きであるというである。

被告人Eが官房長として第九次前期及び後期、被告人Iが海運調整部長として第次後期及び第九次後期の各計画造船における船主詮衡関係の原議に捺印または署印しているのであるが、右原議は、前記のような協議及び会議を経て実質的に運輸省の意見が決定した後、形式的に作成された文書であり、被告人等の捺印または署印はそれまでの段階において意見決定に前記権限に基き関与したことを確認する意味を有するものと解するのが相当であるから、当然職務権限に基く行為であり、所論のように、右は単に庶務的立場から形式的になされたものであるということはできない。

 運輸省組織令により、各内局の最右翼に置かれている各課、例えば、海運局外航課(同令第一三条第一号)船舶局監理課(同令第二二条第一号)は局の所掌に属し若くは関する事務の総合整理に関することをつかさどることとなつているが、ここに総合整理というのも総合調整に比しその機能において異同はないものと解すべきであり、このような所掌事務の規定も何等指揮監督系統を紊るものではなく、前記判断を肯定せしめるものである。

また官房長または海運調整部長が実際上どれだけ総合調整の機能を発揮し得るかは、制度の運用如何に関する問題であつつ、当該省の性格、大臣、次官または局長の方針、当該者の経歴、手腕、能力識見等により、必ずしも法の所期する機能が十分に果されない場合もあり得るのであるが、このことは当該者に法律が付与した職務権限の存在乃至内容に影響を及ぼすものではない。各所論は、被告人等の上司、同僚或いは部下であつた原審証人等の証言を資料として被告人等が実際上かかる機能を果していないから権限がない旨強調するに過ぎないもので、採用の限りではない。

次に各所論は、大臣官房における総合調整の所掌事務は官房企画課に属し、海運調整部における同事務は同部総務課の所掌とせられているが、右企画課長またはお課長は本件船主詮衡に全然関与していないのであるから、それぞれの上司である官房長または海運調整部長に船主詮衡に関与する権限がなかつたものであると主積がられて行くように処理されるのであるが、事務の性質特にその重要性、秘のにかんがみ、少数の上級者のみがその処理に関与する場合も存するわけであられて決して行政組織法上の原理に違背するものではない。特に他の局課に亘権といるように高度の秘密保持が要請されている事務に関し、総合調整の格に別与する場合、仮りに官房長または海運調整部長が担当課長であるで、これをもつて直ちに被告人等の前記権限を否定する資料とはなし得ない。

所論は、また、海運調整部は、法律上海運局に所属しているけれども、その設置の経緯にかんがみ、海事四局と並列した独立の部として実際上運用され、主として海事四局の庶務的事務を所掌していたものである旨主張するのであるが、運輸省設置法の明文によれば海運調整部は海運局に所属するものとして置かれているのであって海事四局と並列した独立の部であるとはいえず、又当審で取調べた海運調整部長より海運局長宛書面、海運局長より海運調整部長宛書面によっても海運調整部長の法令上の職務権限に関する前記判断を左右するものではない。

原審において、弁護人が被告人官に職務権限のないとの主張の理由として縷述するところは、いずれも刑事訴訟法第三百三十五条第二項に規定する法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実に該当しないから、原判決が逐一これに対する判断を示さなかつたからといつて、同条項に違反するものということはできない。

叙上の理由により、被告人E及び同Iがそれぞれ有していた総合調整権の内容に 関する原判決の判断は正当であり、原判決には所論のような違法或いは事実誤認の 瑕疵はなく、各論旨は理由がない。

島田弁護人等の控訴趣意第三点及び第四点について。

各所論は、要するに、原判決は、各論第三章第四節において、被告人Fが判示年月日頃衆議院決算委員会において同委員としていわゆるO問題、交通公社問題その他の国有鉄道外郭団体の問題を論議する職務権限を有し、この職務に関し三回に亘り金員を収受した旨判示認定するのであるが、同被告人としてはこのような職務権限を有しなかつたのであつて、原判決には法令適用等の誤がある旨主張することに帰し、その理由として、

(1) 本件でO問題として論議されている日本国有鉄道と株式会社Oとの間における鉄道用地の賃貸借契約が成立したのは昭和二十七年九月頃であるから、右問題は第十六回及び第十七回国会(中間の閉会中を含む)において衆議院決算委員会に付託された昭和二十五年度及び昭和二十六年度政府関係機関収入支出決算とは無関係であり、同委員会が右問題を論議したのは議院から委譲された国政調査の権限に基くものであるというべきである。しかるに被告人Fに対する本件起訴状が訴因として明示するところは、同被告人の決算委員会委員としての衆議院規則第九十二条に掲げる付託事件の審査の職務権限に限られ、国政調査の職務権限に関則し収賄の事実を認定したのは審判の請求を受けた事件について判決せず又は審判の請求を受けな

- い事件について判決をした違法がある。 _(2) いわゆる交通公社の乗車券代売代金延納問題の論議は、昭和二十八年七 月三十一日の前記委員会において終結し、同年八月六日の同委員会において表決に 付されて決議が成立し、同日をもつて打ち切られたのであつて、その後において は、同問題は衆議院規則第百十四条により委員長において同委員会の議題として宣 告した形跡は存しないから、同規則第百三十四条により委員はその後議題外の前記 問題について論議できない筋合であるから、同日以後同年十一月二日までの間に何 回かに交通公社をはじめ、その他の国有鉄道外郭団体の問題が論議されたとして も、それは単に委員長が前記規則に違反して発言を許容したというにとどまり、これをもつて同委員会の職務権限に基くものということはできない。
- また右のような決算委員会における交通公社問題の論議はいわゆる一事 不再議の原則により本件当時同委員会の職務権限に属しなかつたものである、 と主張する。

と土張する。 よつて按ずるに、国会法(昭和二二年四月三〇日法律七九号、同年法律一五四号、同二三年法律八七号、同二四年法律二二一号により各改正のもの、以下同じ)第四十二条、衆議院規則(昭和二二年六月二八日衆議院議定、同二三年一〇月一一日、同二四年一〇月二六日、同二五年一二月一六日、同二七年八月二六日、同二七年一一月七日各衆議院議決により改正のもの、以下同じ)第九十二条によれば、各議院の常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む)等を審査する職務権関
を有し、典議院決管委員会の所管は(1)決管(2)予備費支出の承認に関する 限を有し、衆議院決算委員会の所管は(1)決算(2)予備費支出の承認に関する 事項(3)国庫負担行為総調書(4)国有財産増減及び現在額計算書並びに無償貸 付状況総計算書(5)その他会計検査院の所管に属する事項とせられ、また国会法第四十七条衆議院規則第四十四条第四十五条第五十条によれば、常任委員会は会期 中に限り付託された事件を審査するのが建前であるが、各議院の議決で特に付託さ れた事件については閉会中もなおこれを審査することになつており、委員会は右の ように議案が付託されたときは、まず議案の趣旨についてその説明を聴いた後審査 に入るが、審査に入つた後は、委員は議題について自由に質疑し及び意見を述べる ことができ、討論が終結したときは、委員長は問題を宣告して表決に付するのであり、また国会法第六十八条によれば、会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しないのが原則であるが、前記のように、閉会中審査の対象となつた案件については例外的に後会に継続することとなっている。

ところで、原判決が証拠として採用している第十六回国会の衆議院決算委員会議 録(三グループ第二冊一一〇丁以下)によれば、昭和二十五年度及同二十六年度政 府関係機関収入支出決算は他の案件と共に昭和二十八年五月二十五日衆議院の議決 により同院決算委員会に審査を付託され(同上会議録第一号)、同年七月十日同委 員会において昭和二十五年度政府関係機関決算の一項目として日本国有鉄道所管事 項が議題とされ、これに関連してまず日本交通公社の国有鉄道乗車券代売代金延納の問題がはじめて質疑され(同上第十一号)、更に同月二十一日日本国有鉄道所管事項に関連してO問題が質疑の対象として取りあげられ(同上第十六号)、次いで 同月二十三日交通公社の前記問題が論議された後、右〇問題が特に別個の株式会社 Oに対する鉄道用地貸付等に関する件として議題とされ(同上第十八号) 月二十八日、三十日、三十一日の各同委員会において、前記政府関係機関決算を含 む昭和二十五年度決算とのに関する件との二本立の議題の下に、交通公社問題との問題が論議され(同上第二十号、第二十二号、第二十三号)、同年八月六日昭和二十五年度決算につき一応質疑を終了し、討論を省略して表決の結果、右決算に関す る不当事項の批難決議がなされ、右不当事項以外は会計検査院の決算報告が異議な く承認されたのであるが、右不当事項のうちに「日本交通公社に対し代売による収 入金につき特に納期を延ばした件」が含まれていること(同上第二十八号) 面、前記会議録によれば、同年八月三日の同委員会において、同月十日の第十六回 国会の閉会を前にして昭和二十六年度決算及び〇に対する鉄道用地貸付等に関する 件外一件につき国会法第四十七条第二項により閉会中もこれを審査することができるよう、閉会中審査申出書を議長に提出することが決議されており(同上第二十五号)、その結果、同月十日議院の決議により前記諸案件の閉会中審査が同委員会に 付託され(同上第二十九号)、国会閉会中の同月十四日、二十一日、同年九月四 二十三日の各同委員会において、前記〇に 日、十一日、十八日、同年十月十六日、 対する鉄道用地貸付等に関する件が議題として論議され、その間、交通公社の乗車 券代売代金延納のことも論議の対象とされ(同上第二十九号乃至第三十五号)、前記閉会中の付託案件は国会法第六十八条但書により同年十月二十九日開会の第十七

政府は更に慎重な調査と検討をすすめ、真に国民の国鉄として公共の福祉を増進するに遺憾のないよう措置すべきであるが、左記各項については特に急速なる措置を講ずべきである。記、一、日本国有鉄道当局については、……外郭団体及び関係団体に対しては監督を強化し、綱紀の確立につとめ業務の刷新を図ること、会計経理、固定資産の管理運用に関して……必要な改善を行い、収入の確保と管理運用の公正を期すること……右決議す」とあつて、日本交通公社日本通運等のいわゆる国有鉄道の外郭団体、関係団体の事項をも議決していることが認められる(同上会議録第二号)。

(要旨第三〉よつて、まず、所論の株式会社Oに関する論旨について按ずるに、株式会社Oが日本国有鉄道</br>
「要旨第三〉との間に鉄道用地の賃貸借契約を締結したのは昭和二十七年九月頃のことであり、同委員会に付託された昭和二十五年度及と直接には関係のない事項であることは所論のと直接には関係のない事項であることは和二十八年也の五年度のように、右問題は、昭和二十八年七月十日昭和二十会のと前記のように、右問題は、昭和二十八年七月十日昭和二十会のと前記のよりに、方のは、後には特に別個の議題として取り上げられ、後には特に別個の議題として取り上げられるのであるのであるのであるとともこれに関係あるものととまされた前記であるものであると解ば、とれる。とは右問題を同委員会において右問題を審議し合いのようにおいて右問題を審議し合いのあるから、国会自治の原則からいつても、同委員会において右問題を審議しるのであるから、国会自治の原則からいつても、同委員会において右問題を審議をしとすることはできない。

従つて同委員会において被告人Fが右問題審議に際し自由に質疑し意見を述べ、 討論が終結したときは表決に参加することは、同被告人の決算委員としての職務で あること言をまたないから、所論は理由がない。

また右〇問題の審議が所論国政調査権に基いてなされたか否かは、右結論に影響を及ぼすものではない。何となれば、国政調査権も、常任委員会が取り上げた議題審査にあたり、その資料収集のため議長承認の下に許されるものだからである(第十六回同上会議録第一号、第十七回同上会議録第一号参照)。

そして本件起訴状には、「被告人Fは衆議院決算委員会委員として第十六回及び第十七回国会決算委員会において、昭和二十五年度一般会計並に特別会計歳入歳出決算、昭和二十五年度政府関係機関収入支出決算、株式会社〇に対する鉄道用地の貸付等に関する件等が議題となり、同会社の建設問題等が論議されるに際し、同委員として、議題につき自由に質疑し意見を述べ且つ討論が終結したときは表決に参加する職務に関し賄賂を収受した」旨記載されているのであり、原判決また同趣旨の判示をしているのであるから、原判決は審判の請求を受けた事件について判決せず、または審判の請求を受けない事件について判決をした違法があるとの論旨も理由がない。

次に、所論は、昭和二十八年八月七日以降においては決算委員会では右日本交通公社の件を議題としたことがないから、右の件については審議する権限はないと主張するのであるが、所論引用の衆議院規則第百十四条〈要旨第四〉第百三十四条は、いずれも本会議に関するものであるところ、常任委員会の運営については、案件が委員会に〈/要旨第四〉付託された以上、その案件の審査に必要乃至関連のある限り、特に委員長において議題とする旨宣告した事項でなくても、委員においてこれを取

同第五点について。

〈要旨第五〉よつて按するに、前記五万円の授受に関する原判決第三章第四節第二の判示によれば、判示座談会記事に関〈/要旨第五〉し、昭和二十八年八月二十一日の決算委員会において同委員長問責の空気が高まり同年九月四日の同委員会には同委員長不信任動議の出る可能性もあつたので被告人Fにも同委員会に出席して、国有鉄道及び交通公社等の外郭団体のため有利に質疑し意見を述べ表決してもらいたい趣旨から同被告人に右五万円を供与したというのであり、右五万円が供与されたのは、被告人FにP委員長不信任の動議を提出してもらいたい趣旨であるとは判示し

ていないのであるから、所論はすでにこの点で前提を欠くものである。そして仮りに、所論のように、被告人Fに対する依頼の趣旨が委員長不信任の動議提出にあつたとしても、決算委員会が特別付託案件審査のため適法に開かれた以上、同委員会において議事運営等に関し委員が委員長を問責糾弾し、その不信任の動議を発議する権限を有することは、何ら明文なきに拘らず個々の国務大臣又は議長に対し各議院が不信任の動議を提出しこれを議決し得ると同様である。

本件以後である昭和三十年三月二十二日の衆議院規則の改正により、同規則第四十七条の二として「委員長の信任又は不信任に関する動議を発議するには、委員の五分の一以上の賛成を要する」との規定が追加されたのは、常任委員会に委員長不信任動議発議権のあることを前提として、動議発議の手続について規制を加えたものと解するのが相当である。

そして右動議が議決された場合、所論のように、直ちに委員長の解任という法律的効果は発生しないけれども、委員長の政治的責任による引責辞任ということは期待し得るわけであるから、委員長の解任権が各議院に属することは、右動議発議の委員の権限に消長を及ぼすものではなく、右動議は同委員会連営の手続に関すると閉会中たると閉会中たると閉会中たると閉会中たると閉会中たると閉会のであるから、委員会が開会された以上、国会開会中たると閉会中たると閉会中たると閉会の表議権を行使し得ることはいうまでもない。また右動議発議の理由はある。本件のような委員長の国会外における言論であつても、その中となり、将来の委員会の議事運営に重大な関係を有するものでも当然その理由により、原判決には何等所論のような法令適用の認ると、論言ははなる。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 岩田誠 判事 司波実 判事 小林信次)